

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

大分市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
（別添1）事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
（別添2）特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
（別添3）変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	予防接種法の規定に基づき、対象者に対する予防接種を実施し、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ②当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

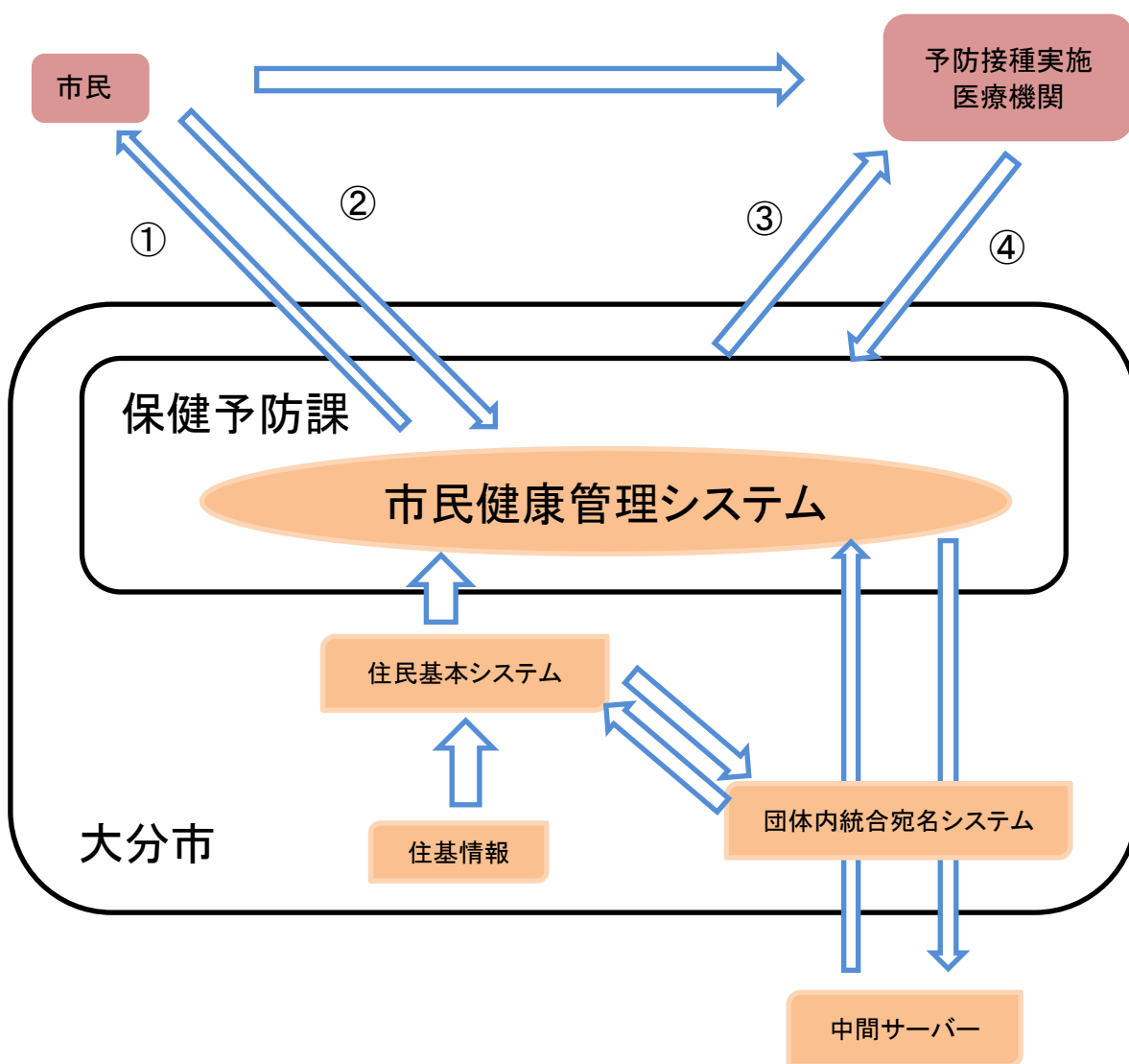
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	市民健康管理システム
②システムの機能	①対象者抽出機能 予防接種の種類に応じた対象者を抽出する。 ②情報登録機能 予防接種記録を登録する。 ③情報管理機能 予防接種記録を管理する。 ④集計・統計機能 予防接種別に接種件数等を抽出・作成する。 ⑤操作者認証・権限管理機能 システムを利用する者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や個人情報へのアクセス制御を行う。 ⑥システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知等を行う。 ⑦風しんクーポン券発券機能 対象者情報を抽出し、クーポン券を作成する
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバー)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 2. 宛名情報管理機能 氏名、住所など基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー)

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号（以下「符号」という）」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会・情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、中間サーバーコネクタ、汎用機との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保有・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8. 操作者認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 9. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期間切れ情報の消去を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	予防接種の対象者及び接種履歴等を正確に把握し、適正な管理を行うために用いる。
②実現が期待されるメリット	・予防接種の対象者であることの確認及び接種履歴の管理により、未接種者勧奨が可能となり、接種率の向上につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表14、126の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市 福祉保健部 大分市保健所 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①未接種者勧奨チラシの送付
- ②接種記録、予防接種の接種状況等についての問い合わせ
- ③予診票の送付
- ④接種結果(予診票)の送付

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	大分市に居住し、大分市が実施する予防接種の対象者
その必要性	大分市が実施する予防接種を適正に実施するため。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	①個人番号・その他識別情報・4情報・その他住民票関係情報 本人特定を行い、予防接種台帳の基礎とするため。 ②4情報・連絡先・その他住民票関係情報 予診票に記入された情報と突合するため。また、接種勧奨に使用するため。 ③健康・医療関係情報 予防接種に関する記録の作成・管理を行うため。また、接種勧奨を効率的に行うため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年3月
⑥事務担当部署	大分市 福祉保健部 大分市保健所 保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③入手の時期・頻度		・住民基本情報は日次、税情報は月次、障害者データは年2回 ・転入者の予防接種記録や実費の徴収について照会が必要なとき ・予防接種健康被害救済申請の都度(請求書で入手)
④入手に係る妥当性		・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報や障害者情報については、法令等に基づく接種対象者であることの確認、税情報については、接種費用にかかる実費徴収の有無の判定を行うものである。 ・予防接種記録については、接種対象者が接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められており、市町村が適切な勧奨を行うにあたり、新たに転入してきた者の転入前の接種記録を把握することは必要である。 ・情報提供ネットワークを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要があり、実費徴収の有無について確認を行うものである。 ・予防接種健康被害救済請求は、本人等からの申請によるものである。
⑤本人への明示		・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・住民基本情報の入手については、番号利用法及び予防接種施行規則により明示されている。 なお、H28年12月14日付け厚生労働省事務連絡において、「予防接種記録については、本人の同意なく、市町村が他の市町村に提供できることとされており、市町村間での情報連携にあたって、その都度本人の同意を取得することは必須であるとは考えていない」とされている。
⑥使用目的 ※		予防接種の適正な実施及び予防接種に関する記録の作成・管理のため。
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	大分市 福祉保健部 大分市保健所 保健予防課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		①対象者の資格(住所、年齢)確認 本人等からの申請及び医療機関からの接種記録について、住民基本情報をもとに対象者であることを確認する。 ②接種記録の保管・管理 予防接種システムに医療機関や本人等からの接種情報を登録し、保管・管理を行う。 ③接種費用にかかる実費徴収の有無の確認 本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、実費徴収の有無を確認する。 ④未接種者への接種勧奨 接種記録をもとに、対象年齢の間に接種するよう勧奨ハガキを送る。
	情報の突合 ※	・窓口業務において、本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う ・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する
	情報の統計分析 ※	個人を特定する統計は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種費用にかかる実費徴収の有無の決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (4) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	大分市に居住し、大分市が実施する予防接種の対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	大分市に居住し、大分市が実施する予防接種の対象者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	大分市に居住し、大分市が実施する予防接種の対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表154の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	大分市に居住し、大分市が実施する予防接種の対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		データ保管場所については、鍵により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [定められていない]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性													
③消去方法		・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は大分市からの操作によって実施される。大分市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、大分市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<宛名>

・整理番号 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・氏名 ・世帯番号 ・続柄 ・町名称 ・番地 ・枝番 ・郵便番号 ・住所 ・方書 ・電話番号
・行政区 ・国籍 ・取消区分 ・住民となった日 ・住民でなくなった日 ・最新異動 ・最新異動年月日

<予防接種>

・期・回数区分 ・年度事業 ・予定連番 ・受診日 ・会場その他 ・受診種別 ・登録日
・接種医療機関番号 ・接種医療機関その他 ・小学校区分 ・中学校区分 ・接種区分
・反応状態区分 ・長径 ・印刷区分 ・印刷日 ・予診医医療機関番号 ・予診医番号 ・接種医医療機関番号 ・接種医番号 ・ワクチン
メーカー名コード ・備考 ・勧奨日 ・勧奨内容 ・抗体検査判定結果 ・抗体検査番号 ・抗体検査方法 ・抗体価 ・抗体価単位・抗体価
単位その他

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者関係情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。 ・個人番号の管理画面以外の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・移転を受ける情報は、予防接種対象者及び履歴を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	市民健康管理システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID、パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、真正性は担保されている。 ・窓口で個人番号カードの提示を求め、個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、限られた担当者のみ行い、入力内容に誤りの無いよう十分注意して行う。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・専用のネットワーク回線を利用することで、外部への漏えいリスクを低減している。 ・提出された予診票については、全件数を確認し、施錠された部屋に保管している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から予防接種情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他業務からアクセスされる、予防接種情報と特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・市民健康管理システムを利用する必要がある職員、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限している。 ・市民健康管理システムへのユーザーIDごとのアクセス権限は、情報政策課にて管理を行い、登録／変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、保健予防課職員が管理し、情報政策課職員が不要となったIDや権限を変更または削除し、アクセス権限の失効管理を適切に行っている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理しており、市民健康管理システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、保健予防課職員が管理を行っている。 ・ユーザーIDやアクセス権限については、保健予防課職員が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・市民健康管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している。) ・監査証跡として、使用した職員と使用した端末、日時、使用の目的と事務、照会した個人の特定等を記録している。 ・自動実行等による処理(副本データの作成や連携等)についても、同様に監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡は、連携失敗等のエラー発生時の原因調査・特定で必要になることもあるため、予防接種情報ファイルの保管期間にあわせて最低5年間は保管し、削除については大分市の判断において委託業者に適宜削除依頼をし、実施してもらう。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・他市区町村や行政機関において住民等の情報を事務外の目的で閲覧したり、漏えい事故を起こしたケースについての新聞記事等を職場で共有し注意喚起を行っている。 ・個人や他市区町村、関係機関からの問合せへの対応方法を共有し、注意喚起を行っている。 ・アクセスログを管理していることを周知し、事務外利用を抑止している。 ・新規任用者には個人情報の取扱いについての研修に参加させ、事務外利用の禁止を徹底している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・事務端末には特定個人情報ファイルが複製されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータはデータセンター内のサーバー内に管理し、権限を持った者のみアクセスを許可している。 ・システム操作からデータが持出しできないよう制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	・一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先に限る、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。 ・特定個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。 ・委託業者が基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・取り扱っている特定個人情報について、市として随時調査できるよう契約で定め、必要に応じて現地調査を行う。
--------------------	---

具体的な制限方法	・委託者に対し、個人情報保護及び守秘義務に関する誓約書を提出させている。 ・誓約書の提出があった者に対してのみセキュリティ区画への入室許可及びシステム操作の権限を与えている。 ・アクセス制御をしており、大分市の許可なく閲覧・更新を行うことはできず、閲覧・更新を行う際も指定場所・指定端末でのみ作業を許可している。
----------	--

具体的な方法	・作業端末へのログイン記録やシステム保守の作業記録を5年間保存する。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を保存する。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を保存する。
--------	--

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。 また、委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば大分市職員が現地調査することも可能とする。
-----------------------------------	--

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	日常運用のチェック 委託先に特定個人情報を提供する際は、日付及び件数を記録した受渡しの確認印を押印させ、大分市がこれを確認する。
-----------------------------------	--

ルール内容及び ルール遵守の確認方 法	委託契約の報告条項に基づき、保管期間の過ぎた特定個人情報速やかに消去させ、書面にて報告させる。また、必要があれば大分市職員が現地調査することも可能とする。
------------------------------------	--

規定の内容	漏えい・毀損・滅失及び改ざんの防止、目的外使用及び目的外提供の禁止、無断複写・複製の禁止、契約終了時の返還義務、損害賠償、情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと
-------	--

具体的な方法	委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。
--------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・番号利用法等の法令に基づく事務以外には提供・移転は行わない。 ・提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。情報連携する事務を行う職員のみ、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアの措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアの措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐づけられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・市民健康管理システムと情報提供ネットワークシステムとは定められたネットワークを利用し、外部からの不正アクセスができない仕組みとする。（インターネットとは切り離されて管理されている）
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・市民健康管理システムと情報提供ネットワークシステムとは定められたネットワークを利用し、外部からの不正アクセスができない仕組みとする。（インターネットとは切り離されて管理されている）
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・連携システムの十分な検証を実施し、正確に提供・移転が行われるようにする。 ・連携システムには、あらかじめ許可された提供・移転先のみ接続されており、誤った相手に情報の提供・移転が行われないことをシステム上で担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策		[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容		<大分市の措置> ウイルス対策ソフトの導入 1. 不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市情報セキュリティ対策基準等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 2. 不正アクセス対策 大分市情報セキュリティ対策基準等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②大分市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤大分市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦大分市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧大分市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
⑦バックアップ		[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知		[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
⑩死者の個人番号		[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施する。	
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、日次処理で市民健康管理システムにも最新の特定個人情報が反映される仕組みを構築している。 ・大分市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保存期間を経過した個人市民税情報ファイルを消去する仕組みとする。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的なチェック方法	・定期的(年に1回以上)に、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを所属内において自己点検を実施し、運用状況を確認することとする。
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的な内容	・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善することとする。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的な方法	・所属内において、新任職員向けに情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育および研修を実施する。 ・他都市等で発生した情報セキュリティ事故などの記事を所属内で随時回覧等することにより、個人情報保護に関する職員の意識を高める。 ・職員は、大分市情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報セキュリティ研修に定期的に出し、個人情報保護に関する意識を高め、個人情報の適切な取扱いを行う。
3. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する大分市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、大分市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、大分市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 大分市 総務部 総務課 情報公開室 電話097-534-6111
②請求方法	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無 料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料である。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	「個人情報ファイル簿(単票)」を公表している。 事務名は「予防接種実施事務ファイル」「予防接種台帳事務ファイル」「予防接種給付事務ファイル」である。
公表場所	大分市役所本庁7階総務課情報公開室
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒870-8506 大分県大分市荷揚町6番1号 大分市保健所 保健予防課 管理担当班 電話097-535-7710
②対応方法	問い合わせを受け付け、口頭又は書面により回答する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市民意見公募(パブリックコメント)により行う。
②実施日・期間	令和7年4月18日～5月16日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		重点項目評価書	全項目評価書		特定個人情報番号88番(新型インフルエンザ等対策特措法による予防接種事務)の情報連携開始にあたり、同84番(予防接種法による事務)と実務上同様であることから、従来
令和3年9月1日	I-6-②	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2・15の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2・16の3・17・18・19・115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条及び59条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2・15の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2・16の3・17・18・19・115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条及び59条の2	事前	事前通知事項
令和3年9月1日	II-5-①	番号法第19条第7号及び別表第2の16の2・16の3・115の2の項	番号法第19条第8号及び別表第2の16の2・16の3・115の2の項	事前	事前通知事項
令和3年7月26日	I-1-②	予防接種法の規定に基づき、対象者に対する予防接種を実施し、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データー分析の処理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ②当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種法の規定に基づき、対象者に対する予防接種を実施し、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データー分析の処理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ②当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	I-2 システム2 ①	(追記)	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	I-2 システム2 ②	(追記)	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	I-2 システム2 ③	(追記)	○その他(なし)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	I-5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第1の10の項及び93の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第1の10の項及び93の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	II-3-②	○紙 ○庁内連携システム ○情報連携ネットワーク	○紙 ○庁内連携システム ○情報連携ネットワーク ○その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月26日	Ⅱ-3-③	・住民基本情報は日次、税情報は月次、障害者データは年2回 ・転入者の予防接種記録や実費の徴収について照会が必要なとき ・予防接種健康被害救済申請の都度（請求書で入手）	・住民基本情報は日次、税情報は月次、障害者データは年2回 ・転入者の予防接種記録や実費の徴収について照会が必要なとき ・予防接種健康被害救済申請の都度（請求書で入手） ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年12月20日	Ⅱ-3-④	・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報や障害者情報については、法令等に基づく接種対象者であることの確認、税情報については、接種費用にかかる実費徴収の有無の判定を行うものである。 ・予防接種記録については、接種対象者が接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められており、市町村が適切な勧奨を行うにあたり、新たに転入してきた者の転入前の接種記録を把握することは必要である。 ・情報提供ネットワークを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要がある、実費徴収の有無について確認を行うものである。 ・予防接種健康被害救済請求は、本人等からの申請によるものである。	・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報や障害者情報については、法令等に基づく接種対象者であることの確認、税情報については、接種費用にかかる実費徴収の有無の判定を行うものである。 ・予防接種記録については、接種対象者が接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められており、市町村が適切な勧奨を行うにあたり、新たに転入してきた者の転入前の接種記録を把握することは必要である。 ・情報提供ネットワークを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要がある、実費徴収の有無について確認を行うものである。 ・予防接種健康被害救済請求は、本人等からの申請によるものである。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。（番号法第19条第16号） ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。（番号法第19条第16号） ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年12月20日	Ⅱ-3-⑤	・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・住民基本情報の入手については、番号法及び予防接種施行規則により明示されている。 なお、H28年12月14日付け厚生労働省事務連絡において、「予防接種記録については、本人の同意なく、市町村が他の市町村に提供できるとされており、市町村間での情報連携にあたって、その都度本人の同意を取得することは必須であるとは考えていない」とされている。	・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・住民基本情報の入手については、番号法及び予防接種施行規則により明示されている。 なお、H28年12月14日付け厚生労働省事務連絡において、「予防接種記録については、本人の同意なく、市町村が他の市町村に提供できるとされており、市町村間での情報連携にあたって、その都度本人の同意を取得することは必須であるとは考えていない」とされている。 ・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年4月1日	Ⅱ-3-⑦ 利用者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	Ⅱ-3-⑧	①対象者の資格(住所、年齢)確認 本人等からの申請及び医療機関からの接種記録について、住民基本情報をもとに対象者であることを確認する。 ②接種記録の保管・管理 予防接種システムに医療機関や本人等からの接種情報を登録し、保管・管理を行う。 ③接種費用にかかる実費徴収の有無の確認 本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、実費徴収の有無を確認する。 ④未接種者への接種勧奨 接種記録をもとに、対象年齢の間に接種するよう勧奨ハガキを送る。	①対象者の資格(住所、年齢)確認 本人等からの申請及び医療機関からの接種記録について、住民基本情報をもとに対象者であることを確認する。 ②接種記録の保管・管理 予防接種システムに医療機関や本人等からの接種情報を登録し、保管・管理を行う。 ③接種費用にかかる実費徴収の有無の確認 本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、実費徴収の有無を確認する。 ④未接種者への接種勧奨 接種記録をもとに、対象年齢の間に接種するよう勧奨ハガキを送る。 ⑤＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅱ-3-⑧ 情報の突合	・窓口業務において、本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う ・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する ・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する	・窓口業務において、本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う ・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する ・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅱ-4 委託の有無	[委託する] (1)件	[委託する] (2)件	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	Ⅱ-4 委託事項2	(追記)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	Ⅱ-4 委託事項2 ①	(追記)	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅱ-4 委託事項2 ②	(追記)	特定個人情報ファイルの一部	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅱ-4 委託事項2 ② 対象となる本人の数	(追記)	10万人以上100万人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅱ-4 委託事項2 ② 対象となる本人の範囲	(追記)	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅱ-4 委託事項2 ② その妥当性	(追記)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅱ-4 委託事項2 ③	(追記)	10人以上50人未満	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	Ⅱ-4 委託事項2 ④	(追記)	○その他 LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅱ-4 委託事項2 ⑤	(追記)	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅱ-4 委託事項2 ⑥	(追記)	株式会社ミラボ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ-4 委託事項2 ⑦	(追記)	再委託しない	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	Ⅱ-6-①	データ保管場所については、鍵により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。	データ保管場所については、鍵により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅱ-6-③	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年7月26日	別添2	＜宛名＞ ・整理番号 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・氏名 ・世帯番号 ・続柄 ・町名称 ・番地 ・枝番 ・郵便番号 ・住所 ・方書 ・電話番号 ・行政区 ・国籍 ・取消区分 ・住民となった日 ・住民でなくなった日 ・最新異動 ・最新異動年月日 ＜予防接種＞ ・期・回数区分 ・年度事業 ・予定連番 ・受診日 ・会場その他 ・受診種別 ・登録日 ・接種医療機関番号 ・接種医療機関その他 ・小学校区分 ・中学校区分 ・接種区分 ・反応状態区分 ・長径 ・印刷区分 ・印刷日 ・予診医医療機関番号 ・予診医番号 ・接種医医療機関番号 ・接種医番号 ・ワクチンメーカー名コード ・備考 ・勤奨日 ・勤奨内容 ・抗体検査判定結果 ・抗体検査番号 ・抗体検査方法 ・抗体価 ・抗体価単位 ・抗体価単位その他	＜宛名＞ ・整理番号 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・氏名 ・世帯番号 ・続柄 ・町名称 ・番地 ・枝番 ・郵便番号 ・住所 ・方書 ・電話番号 ・行政区 ・国籍 ・取消区分 ・住民となった日 ・住民でなくなった日 ・最新異動 ・最新異動年月日 ＜予防接種＞ ・期・回数区分 ・年度事業 ・予定連番 ・受診日 ・会場その他 ・受診種別 ・登録日 ・接種医療機関番号 ・接種医療機関その他 ・小学校区分 ・中学校区分 ・接種区分 ・反応状態区分 ・長径 ・印刷区分 ・印刷日 ・予診医医療機関番号 ・予診医番号 ・接種医医療機関番号 ・接種医番号 ・ワクチンメーカー名コード ・備考 ・勤奨日 ・勤奨内容 ・抗体検査判定結果 ・抗体検査番号 ・抗体検査方法 ・抗体価 ・抗体価単位 ・抗体価単位その他 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。 ・個人番号の管理画面以外の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。 ・個人番号の管理画面以外の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
			③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。		
令和3年12月20日	Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・移転を受ける情報は、予防接種対象者及び履歴を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。	・移転を受ける情報は、予防接種対象者及び履歴を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	健康管理システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID、パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。	健康管理システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID、パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報の送信されることを避ける。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年12月20日	Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、限られた担当者のみ行い、入力内容に誤りの無いよう十分注意して行う。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。	・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、限られた担当者のみ行い、入力内容に誤りの無いよう十分注意して行う。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年12月20日	Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	・専用のネットワーク回線を利用することで、外部への漏えいリスクを低減している。 ・提出された予診票については、全件数を確認し、施錠された部屋に保管している。	・専用のネットワーク回線を利用することで、外部への漏えいリスクを低減している。 ・提出された予診票については、全件数を確認し、施錠された部屋に保管している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年4月1日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（追記）	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象
令和3年4月1日	Ⅲ-3 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他業務からアクセスされる、予防接種情報と特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。	- 他業務からアクセスされる、予防接種情報と特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月28日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な方法	・市民健康管理システムを利用する必要がある職員、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。	・市民健康管理システムを利用する必要がある職員、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるのログイン認証は、ユーザーID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月29日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	・職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限している。 ・市民健康管理システムへのユーザーIDごとのアクセス権限は、情報政策課にて管理を行い、登録／変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、保健予防課職員が管理し、情報政策課職員が不要となったIDや権限を変更または削除し、アクセス権限の失効管理を適切に行っている。	・職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限している。 ・市民健康管理システムへのユーザーIDごとのアクセス権限は、情報政策課にて管理を行い、登録／変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、保健予防課職員が管理し、情報政策課職員が不要となったIDや権限を変更または削除し、アクセス権限の失効管理を適切に行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月30日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理しており、市民健康管理システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、保健予防課職員が管理を行っている。 ・ユーザーIDやアクセス権限については、保健予防課職員が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理しており、市民健康管理システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、保健予防課職員が管理を行っている。 ・ユーザーIDやアクセス権限については、保健予防課職員が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年5月1日	Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法	・市民健康管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している。) ・監査証跡として、使用した職員と使用した端末、日時、使用の目的と事務、照会した個人の特定等を記録している。 ・自動実行等による処理(副本データの作成や連携等)についても、同様に監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡は、連携失敗等のエラー発生時の原因調査・特定で必要になることもあるため、予防接種情報ファイルの保管期間にあわせて最低5年間は保管し、削除については本市の判断において委託業者に適宜削除依頼をし、実施してもらう。	・市民健康管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している。) ・監査証跡として、使用した職員と使用した端末、日時、使用の目的と事務、照会した個人の特定等を記録している。 ・自動実行等による処理(副本データの作成や連携等)についても、同様に監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡は、連携失敗等のエラー発生時の原因調査・特定で必要になることもあるため、予防接種情報ファイルの保管期間にあわせて最低5年間は保管し、削除については本市の判断において委託業者に適宜削除依頼をし、実施してもらう。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	・事務端末には特定個人情報ファイルが複製されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータはデータセンター内のサーバ内に管理し、権限を持った者のみアクセスを許可している。 ・システム操作からデータが持出しできないよう制御している。	・事務端末には特定個人情報ファイルが複製されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータはデータセンター内のサーバ内に管理し、権限を持った者のみアクセスを許可している。 ・システム操作からデータが持出しできないよう制御している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年7月26日	特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	・一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先に限り、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。 ・特定個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。 ・委託業者が基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。 ・委託業者が基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・取り扱っている特定個人情報について、市として随時調査できるよう契約で定め、必要に応じて現地調査を行う。	・一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先に限り、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。 ・特定個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。 ・委託業者が基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・取り扱っている特定個人情報について、市として随時調査できるよう契約で定め、必要に応じて現地調査を行う。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	○提供・移転しない	提供・移転しない	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録	(追記)	記録を残している	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅲ-5 リスク1 具体的な方法	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール	(追記)	定めている	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅲ-5 リスク1 ルール内容及びルール遵守の確認方法	(追記)	・番号法等の法令に基づく事務以外には提供・移転は行わない。 ・提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅲ-5 リスク1 リスクへの対策は十分か	(追記)	十分である	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅲ-5 リスク3 リスクへの対策は十分か	(追記)	十分である	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	(追記)	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、 転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、 転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年4月1日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容	＜大分市の措置＞ ウイルス対策ソフトの導入 1. 不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 2. 不正アクセス対策 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	＜大分市の措置＞ ウイルス対策ソフトの導入 1. 不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 2. 不正アクセス対策 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 ＜中間サーバー・プラットフォームの措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
		・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	Ⅳ-1-① 具体的なチェック方法	・定期的(年に1回以上)に、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを所属内において自己点検を実施し、運用状況を確認することとする。	・定期的(年に1回以上)に、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを所属内において自己点検を実施し、運用状況を確認することとする。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	Ⅳ-1-② 具体的な内容	・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善することとする。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知	・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善することとする。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	Ⅳ-2 具体的な方法	・所属内において、新任職員向けに情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育および研修を実施する。 ・他都市等で発生した情報セキュリティ事故などの記事を所属内で随時回覧等することにより、個人情報保護に関する職員の意識を高める。 ・職員は、本市情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報セキュリティ研修に定期的に出し、個人情報保護に関する意識を高め、個人情報の適切な取扱いを行う。	・所属内において、新任職員向けに情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育および研修を実施する。 ・他都市等で発生した情報セキュリティ事故などの記事を所属内で随時回覧等することにより、個人情報保護に関する職員の意識を高める。 ・職員は、本市情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報セキュリティ研修に定期的に出し、個人情報保護に関する意識を高め、個人情報の適切な取扱いを行う。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年12月20日	Ⅳ-3	(追記)	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年7月22日	I-2-システム2-②	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	事前通知事項

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	Ⅱ-3-②	○紙 ○庁内連携システム、○情報連携ネットワーク ○その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))	○紙 ○庁内連携システム、○情報連携ネットワーク ○その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステムを含む。))	事前	事前通知事項
令和4年3月1日	Ⅱ-3-③	・住民基本情報は日次、税情報は月次、障害者データは年2回 ・転入者の予防接種記録や実費の徴収について照会が必要とき ・予防接種健康被害救済申請の都度(請求書で入手) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	・住民基本情報は日次、税情報は月次、障害者データは年2回 ・転入者の予防接種記録や実費の徴収について照会が必要とき ・予防接種健康被害救済申請の都度(請求書で入手) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年3月1日	Ⅱ-3-④	・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報や障害者情報については、法令等に基づく接種対象者であることの確認、税情報については、接種費用にかかる実費徴収の有無の判定を行うものである。 ・予防接種記録については、接種対象者が接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められており、市町村が適切な勧奨を行うにあたり、新たに転入してきた者の転入前の接種記録を把握することは必要である。 ・情報提供ネットワークを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要があり、実費徴収の有無について確認を行うものである。 ・予防接種健康被害救済請求は、本人等からの申請によるものである。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報や障害者情報については、法令等に基づく接種対象者であることの確認、税情報については、接種費用にかかる実費徴収の有無の判定を行うものである。 ・予防接種記録については、接種対象者が接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められており、市町村が適切な勧奨を行うにあたり、新たに転入してきた者の転入前の接種記録を把握することは必要である。 ・情報提供ネットワークを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要があり、実費徴収の有無について確認を行うものである。 ・予防接種健康被害救済請求は、本人等からの申請によるものである。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年7月22日	Ⅱ-3-⑤	・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・住民基本情報の入手については、番号法及び予防接種施行規則により明示されている。 なお、H28年12月14日付け厚生労働省事務連絡において、「予防接種記録については、本人の同意なく、市町村が他の市町村に提供できることとされており、市町村間での情報連携にあたって、その都度本人の同意を取得することは必須であるとは考えていない」とされている。 ・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・住民基本情報の入手については、番号法及び予防接種施行規則により明示されている。 なお、H28年12月14日付け厚生労働省事務連絡において、「予防接種記録については、本人の同意なく、市町村が他の市町村に提供できることとされており、市町村間での情報連携にあたって、その都度本人の同意を取得することは必須であるとは考えていない」とされている。 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事前	事前通知事項

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	Ⅱ-3-⑧ 情報の突合	・窓口業務において、本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う ・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	・窓口業務において、本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う ・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年7月22日	Ⅱ-4 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	事前通知事項
令和4年7月22日	Ⅱ-4 委託事項2 ①	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	事前通知事項
令和4年7月22日	Ⅱ-4 委託事項2 ② その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事前	事前通知事項
令和4年7月22日	Ⅱ-4 委託事項2 ④	○その他 LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	○その他 LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事前	事前通知事項

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	Ⅱ-6-①	データー保管場所については、鍵により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	データー保管場所については、鍵により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	事前通知事項
令和4年7月22日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。 ・個人番号の管理画面以外の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。 ・個人番号の管理画面以外の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入力するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事前	事前通知事項
		③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・移転を受ける情報は、予防接種対象者及び履歴を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	・移転を受ける情報は、予防接種対象者及び履歴を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	事前通知事項
令和4年7月22日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	健康管理システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID、パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	健康管理システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID、パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事前	事前通知事項
令和4年7月22日	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事前	事前通知事項
令和4年7月22日	Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、限られた担当者のみ行い、入力内容に誤りの無いよう十分注意して行う。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、限られた担当者のみ行い、入力内容に誤りの無いよう十分注意して行う。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報（4情報・マイナンバー）に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事前	事前通知事項

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	・専用のネットワーク回線を利用することで、外部への漏えいリスクを低減している。 ・提出された予診票については、全件数を確認し、施錠された部屋に保管している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	・専用のネットワーク回線を利用することで、外部への漏えいリスクを低減している。 ・提出された予診票については、全件数を確認し、施錠された部屋に保管している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事前	事前通知事項
令和4年7月22日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	・一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先により、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。 ・特定個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。 ・委託業者が基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・取り扱っている特定個人情報について、市として随時調査できるよう契約で定め、必要に応じて現地調査を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	・一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先により、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。 ・特定個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。 ・委託業者が基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・取り扱っている特定個人情報について、市として随時調査できるよう契約で定め、必要に応じて現地調査を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事前	事前通知事項
		・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	軽微な修正
令和4年3月1日	Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、 転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、 他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、 ・転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、 ・他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年3月1日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和4年7月22日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥ 具体的な対策の内容	<大分市の措置> ウイルス対策ソフトの導入 1. 不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 2. 不正アクセス対策 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<大分市の措置> ウイルス対策ソフトの導入 1. 不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 2. 不正アクセス対策 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	事前通知事項
		<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。		
令和4年7月22日	Ⅱ-3-⑧ 使用方法 Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	当市区町村	当市	事後	記載内容の変更
令和6年9月30日	I-4-①	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第1の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	予防接種の対象者及び接種履歴等を正確に把握し、適正な管理を行うために用いる。	事後	軽微な修正
令和6年9月30日	I-5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第1の10の項及び93の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号利用法第9条1項 別表14、126の項	事後	番号利用法等一部改正に伴う修正
令和6年9月30日	I-6-2	【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第2の16の2・115の2の項 【情報照会の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第2の16の2・16の3・17・18・19・115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条及び59条の2	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項 【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27、28、29、153の項	事後	番号利用法等一部改正に伴う修正
令和6年9月30日	Ⅱ-3-④	・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報や障害者情報については、法令等に基づく接種対象者であることの確認、税情報については、接種費用にかかる実費徴収の有無の判定を行うものである。 ・予防接種記録については、接種対象者が接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められており、市町村が適切な勧奨を行うにあたり、新たに転入してきた者の転入前の接種記録を把握することは必要である。 ・情報提供ネットワークを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要がある、実費徴収の有無について確認を行うものである。 ・予防接種健康被害救済請求は、本人等からの申請によるものである。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報や障害者情報については、法令等に基づく接種対象者であることの確認、税情報については、接種費用にかかる実費徴収の有無の判定を行うものである。 ・予防接種記録については、接種対象者が接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められており、市町村が適切な勧奨を行うにあたり、新たに転入してきた者の転入前の接種記録を把握することは必要である。 ・情報提供ネットワークを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要がある、実費徴収の有無について確認を行うものである。 ・予防接種健康被害救済請求は、本人等からの申請によるものである。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号利用法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号利用法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱ－3－⑤	・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・住民基本情報の入手については、番号法及び予防接種施行規則により明示されている。 なお、H28年12月14日付け厚生労働省事務連絡において、「予防接種記録については、本人の同意なく、市町村が他の市町村に提供できることとされており、市町村間での情報連携にあたって、その都度本人の同意を取得することは必須であるとは考えていない」とされている。 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・住民基本情報の入手については、番号利用法及び予防接種施行規則により明示されている。 なお、H28年12月14日付け厚生労働省事務連絡において、「予防接種記録については、本人の同意なく、市町村が他の市町村に提供できることとされており、市町村間での情報連携にあたって、その都度本人の同意を取得することは必須であるとは考えていない」とされている。 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	軽微な修正
令和6年9月30日	Ⅱ－5 提供・移転の有無	○提供を行っている 3件	○提供を行っている 4件	事後	軽微な修正
令和6年9月30日	Ⅱ－5 提供先 1	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長、厚生労働大臣	事後	軽微な修正
令和6年9月30日	Ⅱ－5 提供先 1 ①	番号法第19条第8号及び別表第2の16の2・16の3・115の2の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153及び154の項	事後	番号利用法等一部改正に伴う修正
令和6年9月30日	Ⅱ－5 提供先 1 ②	予防接種法による予防接種の実施に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令第155条及び156条で定めるもの	事後	軽微な修正
令和6年9月30日	Ⅲ－2 リスク1 対象以外の情報の入手を防止するための措置の内容	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号利用法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号利用法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	軽微な修正
令和6年9月30日	Ⅲ－5 ルールの内容及びルール順守の確認方法	・番号法等の法令に基づく事務以外には提供・移転は行わない。 ・提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。	・番号利用法等の法令に基づく事務以外には提供・移転は行わない。 ・提供・移転の記録を残し、法令に基づかない利用がないか確認する。	事後	軽微な修正
令和6年9月30日	V－1－②	大分市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	軽微な修正
令和6年9月30日	V－1－④ 個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	V-1-④ 個人情報ファイル名	大分市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した請求書を提出する。	「個人情報ファイル簿(単票)」を公表している。 事務名は「予防接種実施事務ファイル」「予防接種台帳事務ファイル」「予防接種給付事務ファイル」である。	事後	軽微な修正
令和6年9月30日	V-2-①	〒870-8506 大分県大分市荷揚町6番1号 大分市保健所 保健予防課 コロナワクチン担当班 電話097-547-8240	〒870-8506 大分県大分市荷揚町6番1号 大分市保健所 保健予防課 管理担当班 電話097-535-7710	事後	軽微な修正
	I-1-②	予防接種法の規定に基づき、対象者に対する予防接種を実施し、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データー分析の処理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ②当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法の規定に基づき、対象者に対する予防接種を実施し、予防接種情報の管理、統計報告資料の作成、データー分析の処理を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 ・特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の対象者の把握、実施、記録管理に関する事務 ②当該予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ③新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	重要な変更にあたらない (リスクを明らかに軽減させる変更である)
	I-2-システム2-①	ワクチン接種記録システム(VRS)	団体内統合宛名システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I-2-システム2-②	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	1. 団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 2. 宛名情報管理機能 氏名、住所など基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I-2-システム2-③	〔○〕その他(なし)	〔○〕既存住民基本台帳システム 〔○〕税務システム 〔○〕その他(なし)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I-2-システム3-①	(追記)	中間サーバー	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I-2-システム3-②	(追記)	1. 符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号(以下「符号」という)」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、中間サーバコネクタ、汎用機との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保有・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2-システム3-②	(追記)	8. 操作者認証・権限管理機能 中間サーバを利用する操作者のアクセス権限・操作権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 9. システム管理機能 バッジ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期間切れ情報の消去を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	I-2-システム3-③	(追記)	〔○〕情報提供ネットワークシステム 〔○〕その他(団体統合宛名システム)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II-3-②	〔○〕その他(ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	〔 〕その他()	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II-3-③	・住民基本情報は日次、税情報は月次、障害者データは年2回 ・転入者の予防接種記録や実費の徴収について照会が必要とき ・予防接種健康被害救済申請の都度(請求書で入手) 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	・住民基本情報は日次、税情報は月次、障害者データは年2回 ・転入者の予防接種記録や実費の徴収について照会が必要とき ・予防接種健康被害救済申請の都度(請求書で入手)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II-3-④	・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報や障害者情報については、法令等に基づく接種対象者であることの確認、税情報については、接種費用にかかる実費徴収の有無の判定を行うものである。 ・予防接種記録については、接種対象者が接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められており、市町村が適切な勧奨を行うにあたり、新たに転入してきた者の転入前の接種記録を把握することは必要である。 ・情報提供ネットワークを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要があり、実費徴収の有無について確認を行うものである。 ・予防接種健康被害救済請求は、本人等からの申請によるものである。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号利用法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号利用法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報や障害者情報については、法令等に基づく接種対象者であることの確認、税情報については、接種費用にかかる実費徴収の有無の判定を行うものである。 ・予防接種記録については、接種対象者が接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められており、市町村が適切な勧奨を行うにあたり、新たに転入してきた者の転入前の接種記録を把握することは必要である。 ・情報提供ネットワークを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要があり、実費徴収の有無について確認を行うものである。 ・予防接種健康被害救済請求は、本人等からの申請によるものである。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	II-3-⑤	・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・住民基本情報の入手については、番号利用法及び予防接種施行規則により明示されている。 なお、H28年12月14日付け厚生労働省事務連絡において、「予防接種記録については、本人の同意なく、市町村が他の市町村に提供できることとされており、市町村間での情報連携にあたって、その都度本人の同意を取得することは必須であるとは考えていない」とされている。 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・住民基本情報の入手については、番号利用法及び予防接種施行規則により明示されている。 なお、H28年12月14日付け厚生労働省事務連絡において、「予防接種記録については、本人の同意なく、市町村が他の市町村に提供できることとされており、市町村間での情報連携にあたって、その都度本人の同意を取得することは必須であるとは考えていない」とされている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ－３－⑧	①対象者の資格(住所、年齢)確認 本人等からの申請及び医療機関からの接種記録について、住民基本情報をもとに対象者であることを確認する。 ②接種記録の保管・管理 予防接種システムに医療機関や本人等からの接種情報を登録し、保管・管理を行う。 ③接種費用にかかる実費徴収の有無の確認 本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、実費徴収の有無を確認する。 ④未接種者への接種勧奨 接種記録をもとに、対象年齢の間に接種するよう勧奨ハガキを送る。 ⑤＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	①対象者の資格(住所、年齢)確認 本人等からの申請及び医療機関からの接種記録について、住民基本情報をもとに対象者であることを確認する。 ②接種記録の保管・管理 予防接種システムに医療機関や本人等からの接種情報を登録し、保管・管理を行う。 ③接種費用にかかる実費徴収の有無の確認 本人等の申請に基づき、地方税関係情報を確認し、実費徴収の有無を確認する。 ④未接種者への接種勧奨 接種記録をもとに、対象年齢の間に接種するよう勧奨ハガキを送る。	事後	重要な変更にあたらない (リスクを明らかに軽減させる変更である)
	Ⅱ－３－⑧－情報の突合	・窓口業務において、本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う ・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	・窓口業務において、本人確認書類に個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う ・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する	事後	重要な変更にあたらない (リスクを明らかに軽減させる変更である)
	Ⅱ－４－委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－４－委託事項2－①	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－４－委託事項2－②	〔特定個人情報ファイルの一部〕	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－４－委託事項2－②－対象となる本人の数	〔10万人以上100万人未満〕	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－４－委託事項2－②－対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	(削除)	事後	重要な変更にあたらない (リスクを明らかに軽減させる変更である)
	Ⅱ－４－委託事項2－②－その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－４－委託事項2－③	〔10人以上50人未満〕	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－４－委託事項2－④	〔○〕その他(LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－４－委託事項2－⑤	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－４－委託事項2－⑥	株式会社ミラボ	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－４－委託事項2－⑦	〔再委託しない〕	(削除)	事後	重要な変更にあたらない (リスクを明らかに軽減させる変更である)
	Ⅱ－５－提供先1	都道府県知事又は市町村長、厚生労働大臣	市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ－５－提供先１－①	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153及び154の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先１－②	予防接種法による予防接種の実施に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令第155条及び156条で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令第155条及び156条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先２	(追記)	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先２－①	(追記)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先２－②	(追記)	予防接種法による予防接種の実施に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令第155条及び156条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先２－③	(追記)	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先２－④	(追記)	[10万人以上100万人未満]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先２－⑤	(追記)	大分市に居住し、大分市が実施する予防接種の対象者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先２－⑥	(追記)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先２－⑦	(追記)	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先３	(追記)	都道府県知事又は市町村長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先３－①	(追記)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表153の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先３－②	(追記)	予防接種法による予防接種の実施に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令第155条及び156条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先３－③	(追記)	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先３－④	(追記)	[10万人以上100万人未満]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先３－⑤	(追記)	大分市に居住し、大分市が実施する予防接種の対象者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先３－⑥	(追記)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先３－⑦	(追記)	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先４	(追記)	厚生労働大臣	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先４－①	(追記)	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表154の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先４－②	(追記)	予防接種法による予防接種の実施に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令第155条及び156条で定めるもの	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先４－③	(追記)	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先４－④	(追記)	[10万人以上100万人未満]	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先４－⑤	(追記)	大分市に居住し、大分市が実施する予防接種の対象者	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先４－⑥	(追記)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅱ－５－提供先４－⑦	(追記)	照会を受けたら都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ－6－①	データー保管場所については、鍵により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	データー保管場所については、鍵により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	重要な変更
	Ⅱ－6－③	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	Ⅱ－別添2	＜宛名＞ ・整理番号 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・氏名 ・世帯番号 ・続柄 ・町名称 ・番地 ・枝番 ・郵便番号 ・住所 ・方書 ・電話番号 ・行政区 ・国籍 ・取消区分 ・住民となった日 ・住民でなくなった日 ・最新異動 ・最新異動年月日 ＜予防接種＞ ・期・回数区分 ・年度事業 ・予定連番 ・受診日 ・会場その他 ・受診種別 ・登録日 ・接種医療機関番号 ・接種医療機関その他 ・小学校区分 ・中学校区分 ・接種区分 ・反応状態区分 ・長径 ・印刷区分 ・印刷日 ・予診医医療機関番号 ・予診医番号 ・接種医医療機関番号 ・接種医番号 ・ワクチンメーカー名コード ・備考 ・勧奨日 ・勧奨内容 ・抗体検査判定結果 ・抗体検査番号 ・抗体検査方法 ・抗体価 ・抗体価単位 ・抗体価単位その他 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目＞ ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	＜宛名＞ ・整理番号 ・カナ氏名 ・生年月日 ・性別 ・氏名 ・世帯番号 ・続柄 ・町名称 ・番地 ・枝番 ・郵便番号 ・住所 ・方書 ・電話番号 ・行政区 ・国籍 ・取消区分 ・住民となった日 ・住民でなくなった日 ・最新異動 ・最新異動年月日 ＜予防接種＞ ・期・回数区分 ・年度事業 ・予定連番 ・受診日 ・会場その他 ・受診種別 ・登録日 ・接種医療機関番号 ・接種医療機関その他 ・小学校区分 ・中学校区分 ・接種区分 ・反応状態区分 ・長径 ・印刷区分 ・印刷日 ・予診医医療機関番号 ・予診医番号 ・接種医医療機関番号 ・接種医番号 ・ワクチンメーカー名コード ・備考 ・勧奨日 ・勧奨内容 ・抗体検査判定結果 ・抗体検査番号 ・抗体検査方法 ・抗体価 ・抗体価単位 ・抗体価単位その他	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－２－リスク１－対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。 ・個人番号の管理画面以外の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号利用法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入力するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。 ・個人番号の管理画面以外の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不用意な閲覧が行われないようにする。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－２－リスク１－対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号利用法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－２－リスク１－必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・移転を受ける情報は、予防接種対象者及び履歴を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	・移転を受ける情報は、予防接種対象者及び履歴を管理するのに必要な情報のみであり、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－２－リスク２－リスクに対する措置の内容	健康管理システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID、パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報の送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報の送信されることを避ける。	健康管理システムを利用する必要がある職員に対して、個人ごとにID、パスワードを設定することで、不適切な方法で特定個人情報の入力・更新をすることができない仕組みとなっている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－２－リスク３－入手の際の本人確認の措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種のパンチデータをシステムに取り込む際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを取り込む。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－２－リスク３－特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、限られた担当者のみ行い、入力内容に誤りの無いよう十分注意して行う。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、限られた担当者のみ行い、入力内容に誤りの無いよう十分注意して行う。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「大分市情報セキュリティポリシー」に準ずる。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－２－リスク４－リスクに対する措置の内容	・専用のネットワーク回線を利用することで、外部への漏えいリスクを低減している。 ・提出された予診票については、全件数を確認し、施錠された部屋に保管している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	・専用のネットワーク回線を利用することで、外部への漏えいリスクを低減している。 ・提出された予診票については、全件数を確認し、施錠された部屋に保管している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－２－特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－３－リスク１－事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他業務からアクセスされる、予防接種情報と特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	他業務からアクセスされる、予防接種情報と特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－３－リスク２－ユーザ認証の管理－具体的な管理方法	・市民健康管理システムを利用する必要がある職員、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	・市民健康管理システムを利用する必要がある職員、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－３－リスク２－アクセス権限の発効・失効の管理－具体的な管理方法	・職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限している。 ・市民健康管理システムへのユーザIDごとのアクセス権限は、情報政策課にて管理を行い、登録／変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、保健予防課職員が管理し、情報政策課職員が不要となったIDや権限を変更または削除し、アクセス権限の失効管理を適切に行っている。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	・職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限している。 ・市民健康管理システムへのユーザIDごとのアクセス権限は、情報政策課にて管理を行い、登録／変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録／変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、保健予防課職員が管理し、情報政策課職員が不要となったIDや権限を変更または削除し、アクセス権限の失効管理を適切に行っている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－３－リスク２－アクセス権限の管理－具体的な管理方法	・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理しており、市民健康管理システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、保健予防課職員が管理を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、保健予防課職員が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理しており、市民健康管理システムへのユーザIDごとのアクセス権限については、保健予防課職員が管理を行っている。 ・ユーザIDやアクセス権限については、保健予防課職員が定期的に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更または削除する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－３－リスク２－特定個人情報の使用の記録－具体的な方法	・市民健康管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している。) ・監査証跡として、使用した職員と使用した端末、日時、使用の目的と事務、照会した個人の特定等を記録している。 ・自動実行等による処理(副本データの作成や連携等)についても、同様に監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡は、連携失敗等のエラー発生時の原因調査・特定で必要になることもあるため、予防接種情報ファイルの保管期間にあわせて最低5年間は保管し、削除については本市の判断において委託業者に適宜削除依頼をし、実施してもらう。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	・市民健康管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している。) ・監査証跡として、使用した職員と使用した端末、日時、使用の目的と事務、照会した個人の特定等を記録している。 ・自動実行等による処理(副本データの作成や連携等)についても、同様に監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡は、連携失敗等のエラー発生時の原因調査・特定で必要になることもあるため、予防接種情報ファイルの保管期間にあわせて最低5年間は保管し、削除については本市の判断において委託業者に適宜削除依頼をし、実施してもらう。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－３－リスク４－リスクに対する措置の内容	・事務端末には特定個人情報ファイルが複製されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータはデータセンター内のサーバ内に管理し、権限を持った者のみアクセスを許可している。 ・システム操作からデータが持出しできないよう制御している。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	・事務端末には特定個人情報ファイルが複製されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータはデータセンター内のサーバ内に管理し、権限を持った者のみアクセスを許可している。 ・システム操作からデータが持出しできないよう制御している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－３－特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－４－情報保護管理体制の確認	・一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先に関し、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。 ・特定個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。 ・委託業者が基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・取り扱っている特定個人情報について、市として随時調査できるよう契約で定め、必要に応じて現地調査を行う。	・一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークの使用を認められた委託先に関し、その社会的信用と能力を確認した上で、委託業者を選定するとともにその記録を残す。 ・特定個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置の3つについて確認する。 ・委託業者が基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・取り扱っている特定個人情報について、市として随時調査できるよう契約で定め、必要に応じて現地調査を行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－４－情報保護管理体制の確認	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－５－リスク１－具体的な方法	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－５－リスク２－リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、 他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－５－リスク３－リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、 他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－５－特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面に必要最小限に限定している。 具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	(削除)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅲ－７－リスク１－⑤物理的対策－具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	<中間サーバー・プラットフォームの措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ－７－リスク１－⑥技術的対策－具体的な対策の内容	<大分市の措置> ウイルス対策ソフトの導入 １．不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 ２．不正アクセス対策 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。	<大分市の措置> ウイルス対策ソフトの導入 １．不正プログラム対策 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順等に従って情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む。)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 ２．不正アクセス対策 大分市電子計算機処理管理運営要綱等に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 <中間サーバー・プラットフォームの措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	Ⅲ－７－リスク１－⑥技術的対策－具体的な対策の内容	・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	Ⅲ－７－リスク１－⑥技術的対策－具体的な対策の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	Ⅲ－７－リスク１－⑥技術的対策－具体的な対策の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。		事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	Ⅲ－７－リスク３－消去手順－手順の内容	保存期間を経過した個人市民税情報ファイルを消去する仕組みとする。	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅳ－１－①自己点検－具体的なチェック方法	・定期的(年に1回以上)に、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを所属内において自己点検を実施し、運用状況を確認することとする。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	・定期的(年に1回以上)に、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを所属内において自己点検を実施し、運用状況を確認することとする。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅳ－１－②監査－具体的な内容	・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善することとする。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善することとする。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
	Ⅳ－２－従業員に対する教育・啓発－具体的な方法	・所属内において、新任職員向けに情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育および研修を実施する。 ・他都市等で発生した情報セキュリティ事故などの記事を所属内で随時回覧等することにより、個人情報保護に関する職員の意識を高める。 ・職員は、本市情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報セキュリティ研修に定期的に出し、個人情報保護に関する意識を高め、個人情報の適切な取扱いを行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	・所属内において、新任職員向けに情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育および研修を実施する。 ・他都市等で発生した情報セキュリティ事故などの記事を所属内で随時回覧等することにより、個人情報保護に関する職員の意識を高める。 ・職員は、本市情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報セキュリティ研修に定期的に出し、個人情報保護に関する意識を高め、個人情報の適切な取扱いを行う。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
	Ⅳ－３	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出